



YUCACOシステム認証の要領

2016年10月

一般社団法人YUCACOシステム研究会

(目的)

第1条 YUCACOシステム認証 (以下、本認証 は、申請された建物・空調システムが一般社団法人YUCACOシステム研究会 以下、本研究会) によって別途定められたYUCACOシステム設計指針に準拠して設計された建物・空調システムであり、合理的で優れた全館空調システムであることを客観的に示すために行う

認証の対象と内容

第2条 本認証は本研究会会員等が設計あるいは建設したYUCACOシステムを対象とし、対象の建物・空調システムがYUCACOシステム設計指針に準拠して設計された建物・空調システムであることを認証する。

認証の申請者

第3条 本認証を申請できる者は、本研究会の会員及びYUCACO推進協議会の会員とする。

認証の申請)

第4条 本認証を取得しようとする者は、以下の書類 を作成し、所定の料金 (別表参照) を添えて、YUCACO推進協議会事務局に申請する。

- 建物・空調システムの仕様書
- 外皮熱性能の計算書
- 設計圧力損失の推計と送風ファンの動作点
- 設計図書 (平面図・空調システムの概略図)

認証の審査と合否判定

第5条 申請された建物・空調システムは、YUCACOシステム設計指針 (認証基準) に準拠して設計がなされているか、認証審査委員会によって審査され、合否判定を受ける。 「合」の判定を受けた建物・空調システムには、申請者に対して本研究会会長名による認証書を発行する

審査委員会)

第6条 第5条の認証審査委員会は本研究会会長を含む 名以上の学識経験者等によって組織され YUCACOシステム研究会に設置される。なお、同委員会の委員長は本研究会会長が務める。

(認証の取り消し)

第7条 認証書の発行後に、申請内容等に虚偽があると判明した場合には、認証を取り消す

(別表

会員種別	YUCACOシステム認証の料金
YUCACO推進協議会会員	2万円
同非会員	4万円

(認証のながれ)

